

5 G サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第11章 (略)</p> <p>第12章 雑則</p> <p>第64条～第69条 (略)</p> <p>(利用に係る契約者の義務)</p> <p>第70条 契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p><u>(16) 陸上以外で移動無線装置を契約者回線に接続しないこと</u></p> <p>2～6 (略)</p> <p>(注1)～(注2) (略)</p> <p>第71条～第84 (略)</p> <p>第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表7 (略)</p> <p>附 則 (令和3年7月6日経企第948号)</p> <p>この改正規定は、令和3年7月8日から実施します。</p>	<p>第1章～第11章 (略)</p> <p>第12章 雑則</p> <p>第64条～第69条 (略)</p> <p>(利用に係る契約者の義務)</p> <p>第70条 契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(注1)～(注2) (略)</p> <p>第71条～第84 (略)</p> <p>第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表7 (略)</p>

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第12章 (略)</p> <p>第13章 雑則</p> <p>第65条～第69条 (略)</p> <p>(利用に係る契約者の義務)</p> <p>第70条 契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p><u>(17) 陸上以外で移動無線装置を契約者回線に接続しないこと</u></p> <p><u>(18) 移動無線装置を無人航空機等に搭載するときは、陸上その他当社があらかじめ承諾した日時及び地域以外で契約者回線に接続しないこと</u></p> <p>2～6 (略)</p> <p>(注1)～(注2) (略)</p> <p>第71条～第80条の2 (略)</p> <p>第14章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表7 (略)</p> <p>附 則 (令和3年7月6日経企第948号) この改正規定は、令和3年7月8日から実施します。</p>	<p>第1章～第12章 (略)</p> <p>第13章 雑則</p> <p>第65条～第69条 (略)</p> <p>(利用に係る契約者の義務)</p> <p>第70条 契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(注1)～(注2) (略)</p> <p>第71条～第80条の2 (略)</p> <p>第14章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表7 (略)</p>

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

[現 行]

附 則（令和3年7月6日経企第948号）

（実施期日）

1 この附則は、令和3年7月8日から実施します。

（その他）

2 経企第3254号（令和2年3月26日）の附則第3項6号ア（タ）の次に次の（チ）を追加します。

（チ）陸上以外で移動無線装置を契約者回線に接続しないこと

ワ イ ド ス タ - 通 信 サ - ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第11章 (略)</p> <p>第12章 雑則</p> <p>第55条～第58条 (略)</p> <p>(利用に係る契約者の義務)</p> <p>第59条 契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 陸上又は海上以外で移動無線装置を契約者回線に接続しないこと</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>第60条～第68条の2 (略)</p> <p>第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表8 (略)</p> <p>附 則 (令和3年7月6日経企第948号)</p> <p>この改正規定は、令和3年7月8日から実施します。</p>	<p>第1章～第11章 (略)</p> <p>第12章 雑則</p> <p>第55条～第58条 (略)</p> <p>(利用に係る契約者の義務)</p> <p>第59条 契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>第60条～第68条の2 (略)</p> <p>第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表8 (略)</p>

グ ロ ー バ ル 衛 星 通 信 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第10章 (略)</p> <p>第11章 雑則</p> <p>第48条～第50条 (略)</p> <p>(利用に係る契約者の義務)</p> <p>第51条 契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 陸上又は海上以外で移動無線装置を契約者回線に接続しないこと</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>第52条～第56条の2 (略)</p> <p>第12章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附 則 (令和3年7月6日経企第948号)</p> <p>この改正規定は、令和3年7月8日から実施します。</p>	<p>第1章～第10章 (略)</p> <p>第11章 雑則</p> <p>第48条～第50条 (略)</p> <p>(利用に係る契約者の義務)</p> <p>第58条 契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第52条～第56条の2 (略)</p> <p>第12章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p>

専 用 回 線 等 接 続 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第11章 (略)</p> <p>第12章 雑則</p> <p>第55条～第57条 (略)</p> <p>(利用に係る契約者の義務)</p> <p>第58条 契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 陸上以外で移動無線装置を契約者回線に接続しないこと</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>第59条～第62条 (略)</p> <p>第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表4 (略)</p> <p>附 則 (令和3年7月6日経企第948号)</p> <p>この改正規定は、令和3年7月8日から実施します。</p>	<p>第1章～第11章 (略)</p> <p>第12章 雑則</p> <p>第55条～第57条 (略)</p> <p>(利用に係る契約者の義務)</p> <p>第58条 契約者は、次のことを守っていただきます。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>第59条～第62条 (略)</p> <p>第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表4 (略)</p>

5 G 契 約 、 X i 契 約 及 び F O M A 契 約 に 関 す る 取 扱 い

[改 正]	[現 行]
<p>株式会社N T Tドコモ（以下「当社」といいます）は、電気通信事業法施行規則に定める「確認措置（8日以内キャンセル）」及び「初期契約解除」に基づく取扱いを以下のとおり定め、5 Gサービス、X i サービス及びF O M Aサービスにかかる契約に適用します。</p> <p>第1条（用語の定義）</p> <p>1. 本書における用語の意味は、次の各号に定めるとおりとします。なお、本書に定めのない用語の意味は、「5 Gサービス契約約款」、「X i サービス契約約款」又は「F O M Aサービス契約約款」の定めるところによります。</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 「契約者住所等」とは、契約者の住所、請求書等の送付先住所 <u>又は当社が別に定める提供条件書に規定するLTE 上空利用場所の何れかをいいます。</u></p> <p>(4)（略）</p> <p>第2条～第7条（略）</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">平成 28 年 5 月 21 日 制定 平成 29 年 12 月 1 日 改定 令和 2 年 3 月 25 日 改定 令和 2 年 12 月 1 日 改定 令和 3 年 7 月 8 日最終改定</p>	<p>株式会社N T Tドコモ（以下「当社」といいます）は、電気通信事業法施行規則に定める「確認措置（8日以内キャンセル）」及び「初期契約解除」に基づく取扱いを以下のとおり定め、5 Gサービス、X i サービス及びF O M Aサービスにかかる契約に適用します。</p> <p>第1条（用語の定義）</p> <p>1. 本書における用語の意味は、次の各号に定めるとおりとします。なお、本書に定めのない用語の意味は、「5 Gサービス契約約款」、「X i サービス契約約款」又は「F O M Aサービス契約約款」の定めるところによります。</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 「契約者住所等」とは、契約者の住所又は請求書等の送付先住所の何れかをいいます。</p> <p>(4)（略）</p> <p>第2条～第7条（略）</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">平成 28 年 5 月 21 日 制定 平成 29 年 12 月 1 日 改定 令和 2 年 3 月 25 日 改定 令和 2 年 12 月 1 日 改定</p>